

令和8年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年3月18日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 森澤 文王	8番 村田 桂子	9番 榎本 真弓
10番 今井 清	11番 村松 浩喜	12番 今井 英昭

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 竹重和明	町民課長 荻原義行	企画課長 市川 偉
教育次長 羽場厚子	建設環境課長 羽場雅敏	
産業振興課長 篠原英男	会計管理者 櫻井千佳	
庶務係長 市川 理		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田口 仁	書記 伊藤百合子
-------------	----------

閉会 午後5時47分

(午後1時30分 開議)

議長（今井英昭君） 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となります。

現在までの出席議員は12名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日3月18日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第4号～日程第34 議案第36号

議長（今井英昭君） 日程第1 議案第4号 立科町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてから、日程第34 議案第36号 令和8年度立科町下水道事業会計予算についてまでを、委員長報告までを一括議題とし、討論、採決は議題ごとに行います。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会及び予算特別委員会に付託し審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。芝間教男総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） それでは、総務経済常任委員会の審査報告をいたします。

1番の付託案件につきましては、2番の審査経過の中で申し上げます。

2番、審査経過。

令和8年3月5日に付託された表記案件を審査するため、3月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の対応は次のとおりです。

(1) 議案第8号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について。改正理由等について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第9号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。原案を全会一致で可決いたしました。

(3) 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。寒冷地手当の支給対象者について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第12号 一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定について。特別職の職員で常勤の者の旅費に関する条例の対象者等について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第13号 立科町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改

正する条例制定について。原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第37号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について。改正理由等について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第14号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。使用料を上限金額方式に改める内容及び指定管理者制度を入れる理由と内容等について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(9) 議案第19号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について。女神湖周辺整備事業、蓼科第二牧場整備事業、白樺高原観光施設照明設備LED化事業等の事業の内容等について説明を受け、現地視察も行い原案を賛成多数で可決しました。

(10) 議案第20号 立科町過疎地域持続的発展計画の策定について。計画の目的、当町の重点とする箇所等について説明を受け、原案を全会一致で可決いたしました。

(11) 議案第21号 令和7年度立科町一般会計補正予算(第11号)について。

歳入全款、歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費を除く)、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【12款】予備費、併せて、第2表繰越明許費補正について審査しました。

第2表繰越明許費補正の内容について説明を受け、歳出については主なものは、【2款】総務費のうち、1項総務管理費、5目企画費の地域おこし協力隊経費では、地域おこし協力隊起業等支援補助金の実績による補助金の減額、テレワーク推進事業経費では、公社設立に伴う運営負担金の経費削減及び新規受注等の増加で収入が安定したことで、負担金の戻入があったことによる負担金の減額、8目情報化推進費の電算管理経費では、地方公共団体情報システム標準化・共通化に係る事業の実績による減額、9目ふるさと寄附金事業費のふるさと寄附金事業経費では、ふるさと寄附金の実績によるポータルサイト及び決済手数料等の減額、7項コミュニティ費、1目コミュニティ施設管理運営費の権現の湯事業経費では、入館者増加等に伴う使用量増加による燃料費の増額との説明を受けました。

【5款】農林水産業費のうち、1項農業費、2目農業総務費の地域おこし協力隊経費では、地域おこし協力隊募集のスケジュールを確認、6目中山間地域振興費の中山間地域農業直接支払事業経費では、当該事業における取組面積の確定による交付金の減額、2項林業費、3目森林造成事業費の森林造成事業経費では、皆伐等の事業実績による減額との説明を受けました。

【6款】商工費、2項観光費、1目観光総務費の索道事業会計経費では、索道事業特別会計の仕様書に基づく負担金による繰出金との説明を受けました。

【1款】議会費、【8款】消防費、【12款】予備費と歳入を含め、原案を全会一致で可決しました。

(12) 議案第25号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算(第4号)について

て。原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議長（今井英昭君） 委員長、お待ちください。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、村田桂子社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） それでは、立科町議会社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

1の付託案件については、2番の審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

令和8年3月5日に付託された標記案件を審査するため、3月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第4号 立科町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について。児童福祉法の改正による条例制定の趣旨と内容の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第5号 立科町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について。子ども・子育て支援法等の改正による条例制定の趣旨と内容の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第6号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。子ども・子育て支援法等の改正による条例の一部改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第7号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。児童福祉法等の改正による条例の一部改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（5）議案第15号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。コンビニ交付サービス手数料変更の理由は、コンビニ利用手数料を100円下げることにより利用を促進すること、それにより住民の利便性の向上及び役場窓口業務の省力化につながることであり、住民へのPRに努めるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（6）議案第16号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について。原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第17号 立科町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。茂田井公民館の建て替えに伴う改正であり、原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第18号 立科町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第21号 令和7年度立科町一般会計補正予算(第11号)について。

歳出について主なものは、【3款】民生費のうち、1項社会福祉費、2目障害者福祉費では、主に施設入所者に係る生活介護等の実績見込みによる減額補正であり、3目福祉医療費では、主に障害者に係る給付実績見込みによる減額補正との説明を受けました。2項児童福祉費では、1目児童福祉総務費で、主に児童手当の確定に伴う減額補正、3目保育所費で、町外の幼稚園等に入所している児童の保育委託料の増額補正との説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費、2目予防費では、高齢者に係るコロナワクチン接種及び子どもに係る予防接種委託料の実績見込みによる減額補正との説明を受けました。

【9款】教育費のうち、5項社会体育費、2目体育施設費では、権現山運動公園多目的運動場電気設備の交換に伴う修繕費の増額補正、6項施設管理費、2目史跡公園管理費では、土地所有者との契約に基づく土地借上料の増額補正との説明を受けました。

【2款】総務費、3項戸籍住民基本台帳費及び、【7款】土木費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第22号 令和7年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について。原案を全会一致で可決しました。

(11) 議案第23号 令和7年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について。

歳入について、【1款】後期高齢者医療保険料のうち、1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料では、被保険者数等の増加に伴う増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(12) 議案第24号 令和7年度立科町介護保険特別会計補正予算(第3号)について。

歳入について、【4款】国庫支出金、2項国庫補助金、8目介護保険保険者努力支援交付金では、交付金算定の内容について説明を受けました。

歳出について、【4款】基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金では、介護保険支払準備基金の残高について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(13) 議案第26号 令和7年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算(第

1号)について。原案を全会一致で可決しました。

(14) 議案第27号 令和7年度立科町水道事業会計補正予算(第2号)について。原案を全会一致で可決しました。

(15) 議案第28号 令和7年度立科町下水道事業会計補正予算(第2号)について。

【4款】資本的支出のうち、1項建設改良費、1目管路建設改良費では、国庫補助金の事業配分、立科特環マンホールポンプ場設備工事及び白樺湖地区カメラ調査の実施内容等の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長(今井英昭君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[(なし) の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、芝間教男予算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番(芝間教男君) それでは、立科町議会予算特別委員会審査について報告をいたします。

1番の付託案件については、2番の審査経過の中で申し上げます。

令和8年3月4日付で付託された標記案件を審査するため、3月12日及び3月13日に予算特別委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は、次のとおりです。

(1) 議案第29号 令和8年度立科町一般会計予算について。新年度予算の重点指針や主要施策等について詳細な説明を受け、原案を一部削除等修正し、修正案を賛成多数で可決しました。

修正案は、歳入では【19款】繰入金、2項基金繰入金のうち、公共施設等整備基金6,000万円を減額し、歳出では【2款】総務費、1項総務管理費に計上された、「中央公民館等施設整備基本計画策定等支援」及び「同施設整備基本設計等」に係る委託料、計6,006万円を全額削除し、予備費を6万円増額するものです。

修正案の提案理由は、基本構想において幅広い町民の意見が十分に拾い切れていない、学校施設などほかの施設等も含めた町全体の長期的な財政シミュレーションが示されていない、現在計画されている建設場所の妥当性について町民から疑問の声が上がっている、資材価格高騰による建設コスト増加の懸念がある等により、施設の充実は必要不可欠ではあるが、これらの懸念を払拭する必要があるとするものです。

(2) 議案第30号 令和8年度立科町国民健康保険特別会計予算について。令和8年度から納付額に追加される子ども・子育て支援金について、税率の変更や財政調整基金からの繰り入れにより調整を図ることで、前年度と同程度の税率となるよう保険料の算定を行ったとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第31号 令和8年度立科町後期高齢者医療特別会計予算について。令和8年度から納付額に追加される子ども・子育て支援金分について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(4) 議案第32号 令和8年度立科町介護保険特別会計予算について。原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第33号 令和8年度立科町索道事業特別会計予算について。大規模整備に係る伴走支援業務の内容について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(6) 議案第34号 令和8年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について。原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第35号 令和8年度立科町水道事業会計予算について。温井配水池の改築工事計画について詳細な説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第36号 令和8年度立科町下水道事業会計予算について。ウォーターP P導入可能性調査の目的について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3番、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議長（今井英昭君） 芝間委員長、自席にお戻りください。質疑は省略になっています。

5番（芝間教男君） はい。

議長（今井英昭君） これから討論を行います。日程第1 議案第4号 立科町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、初めに原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから日程第1 議案第4号 立科町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第5号 立科町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから日程第2 議案第5号 立科町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから日程第3 議案第6号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを討論します。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから日程第4 議案第7号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから日程第5 議案第8号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから日程第6 議案第9号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから日程第7 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから日程第8 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号 一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから日程第9 議案第12号 一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号 立科町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから日程第10 議案第13号 立科町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第37号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから日程第11 議案第37号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。10番 今井清議員、登壇の上、願います。

〈10番 今井 清君 登壇〉

10番（今井 清君） 10番 今井 清です。令和8年第1回立科町議会定例会に上程されました議案第14号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について反対の立場で討論を行います。

この条例は、町営施設権現の湯を指定管理者に管理を行わせることができることと、併せて入浴料金を値上げするものでございます。町営スキー場と同じように指定管理者に管理させることを可能にして、現在の料金を大幅に値上げすることができるようにします。

入浴料金は大人1回券500円から1.8倍の900円に、小学生以上の子ども200円から倍の400円に、回数券については11回券を大人5,000円を9,000円に、子ども2,000円を4,000円に、50回券では大人1万7,000円を3万1,000円に、子ども7,750円を1万4,000円に、100回券では大人2万8,500円を2倍以上の6万円に、子ども1万3,000円を倍の2万6,000円に、200回券では大人4万5,000円を8万1,000円に、子ども2万1,000円を4万2,000円に、いずれも現在料金の倍近い金額に上限額を設定するとしています。

入浴料は指定管理者の収入になり、上限の範囲内で指定管理者が定めることができるとしています。この議案を認めると、今の倍近い大人1回900円までの値上げも可能となります。私たち議員が町民の声や利用者の声を聞いて判断することが大変難しくなります。

さらに、指定管理者に収入をさせることは条例で定められていますが、肝腎の収入金額の何%を町の収入にさせるということが定められておりません。施設は町のもので、修繕は町が負担します。設備は全て町責任です。施設管理売上げだけ指定管理者では、あまりにおかしくはありませんか。

先日、スキー場料金の値上げで地元営業者の皆様から「町は指定管理者のことばかり考えている」と声が上がりました。「料金値上げで地元営業施設は大変困っている」と訴えがございました。指定管理が地元町民のためになっていないということで

す。町は地元飲食店、宿泊施設の声を聞いていないのです。同じ過ちをするつもりですか。

さらに、一番は利用者目線で考えているのか、甚だ疑問を感じています。私は町有施設であるので、再三利用させていただいております。近隣の温泉施設も利用していますので申し上げますが、昨年、周辺施設で入浴料金が値上げされました。その結果、値上げした施設は明らかに利用者が減少しました。

その後の様子を見ていても、離れたお客様は値上げしていない施設に流れてしまって、そのまま戻っていません。そのため、現在値上げしていない権現の湯の利用者が増加しています。周辺市町村から権現の湯へ来ているお客様が7割以上との現状は、その理由が大きいと考えられます。

物価高で生活が苦しい中、憩いの場である温泉施設利用者は料金の低い施設に流れていると感じています。実際、権現の湯で受付する従業員さんからも話を伺いました。以前に比べ知らないお客様が増えたと言いました。

私は、お客様商売の施設は利用者目線で営業することが一番大事だと考えています。しかしながら、値上げを決定する理事者はじめ役場職員の皆さんに、権現の湯でお会いすることはほとんどございません。町自慢の町営施設なのにおかしくないですか。

経営が厳しいのであれば、町長はじめ理事者の皆さんが率先して権現の湯を利用して、職員にも利用を呼びかけ、入館者を増やすことが最も大事なのではないのでしょうか。

理事者はじめ職員の皆さんやその家族が毎月1回利用するだけで、月100人単位で利用者が増えると思われれます。それを実践してから値上げを考えるべきではないでしょうか。

利用者目線に立った政策は、自分で利用しないと分からないと思います。利用者目線であれば、おのずと改善点などが見えてくるのではないのでしょうか。

町民の利用が少ないのであれば、積極的に町民利用を進めるべきではないですか。権現の湯はもともと町民の健康と福祉の向上のため、憩いの場であることを考えて造った福祉的な施設です。

本来の目的を考えていますか。入浴料金を上げる際は、スキー場と同じように町民優待制度、町民は料金を安くして、町民の利用客を増やすことが本来のあるべき姿と、私は思っています。

町民全体に関わる案件です。重要案件は、たてしなびや町のホームページなどで町民アンケートを実施し、町民の声を聞きながら、最もベストな政策を実行するのは、町行政の在り方ではございませんか。

35億円をスキー場整備に使って、権限の湯は値上げする。私は納得できません。

今回の指定管理並びに大幅な料金改正は見送るべきと判断して、反対討論といたします。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。11番、村松浩喜議員、登壇の上、願います。

〈11番 村松 浩喜君 登壇〉

11番（村松浩喜君） 11番。私は、本定例会に上程された、議案第14号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてに対し、賛成の立場で討論します。

この条例改正の主な内容は、使用料の変更と指定管理者に業務を行わせることができるという条項を追加するものです。改正理由については、議場内での質疑や議事録が残る会議において、詳しい説明がありました。これらの説明や与えられた資料などから総合的に判断して、私はこの議案に賛成したいと思います。

この条例改正の目的は、町の財政に与えるマイナスの影響を抑えつつ、権現の湯の営業を継続することです。町では、その目的を達成するために、過去から現在までの経営状況や周辺市町村の状況などから考察し、現時点で最もよいと思われる方法を導き出しました。

まず、経営状況について整理します。平成10年に開館した権現の湯は、初めの4年間こそ黒字経営であったものの5年目に赤字に転落して以来、令和6年度の決算まで23年間赤字が続いています。

令和6年度までの直近5年間の赤字額は1年当たりおよそ4,480万円、合計約2億2,400万円でした。令和7年度も約4,400万円の赤字となる見込みですから、こうしている間にも、実に毎日12万円ほどの赤字が積み重なっているわけです。使用料という収入を得られる施設でありながら、この赤字額は異常だと思います。

町では、経営改善に向けて、これまでも様々な営業努力を続けてきています。それにもかかわらず、一般管理費や運営費が増加し、支出を抑えることが限界であると判断しました。

権現の湯が赤字であると、その分を補填するために、他の事業へ配分できる予算は少なくなります。町民の福祉や教育、公共交通の充実、公共施設や学校の改修及び新築、道路や水道のようなインフラ整備など、町民の生活に関わる予算が制限されることにつながるわけです。他の施策にかかる予算にマイナスの影響を及ぼす赤字額を減らすために、使用料の値上げはやむを得ないのではないのでしょうか。

このたびの条例案では、大人1回券を900円以内と定めています。実際の金額は規則で定められ、自由に設定できるものではありません。今回は大人1回券の場合、500円から600円への値上げを予定しています。この金額は周辺市町村の入浴施設と比べて決して高いものではありません。

しかし、値上げと聞くと反対を唱える方は必ずいらっしゃいます。私のところにも、今年2月19日付の新聞記事を読んだ町民の方から連絡がありました。900円まで値上

げできる議案には反対してほしいというのです。私は答えました。今回は100円上がり600円になるだけです。権現の湯は毎年4,400万円ほどの赤字なんです。これが続けば町の財政に与えるダメージはとても大きなものになります。10年間で4億4,000万円が消えてしまうわけですから、600円に値上げしても、年間3,600万円ほどの赤字が見込まれるほど、経営は厳しいんですと、その方は、そんなに赤字だったとは知らなかった。それじゃ値上げも仕方ないね、と理解を示してくれました。

このように議員である私たちは、議員の立場で知り得た事実に基づき、状況を的確に分析してよりよい判断をするべきです。そしてその理由を町民の皆さんに説明することが必要ではないでしょうか。

料金については、こんなエピソードもありました。東京在住で山登りと日帰り温泉が大好きな友人の話です。蓼科山に登った後、権現の湯へ行ったんだ。明るいし、広くて、浅間連峰の景色もすばらしい。しかも入館料は500円。何でこんなに安いのか、経営は大丈夫なの、立科町ってお金持ちなのというのです。私は返す言葉がありませんでした。

ところで、権現の湯について語るとき必ずついて回るのが、町民福祉のために造られた施設だから、赤字でも仕方がないという意見です。確かに、開館当初は町民福祉のための施設であるとうたっていました。だからこそ、そのことに配慮して、歴代の町長は20年以上も続く赤字経営に耐えてきたのだと思われまます。

しかし、最近では、利用者のおよそ7割が町外のお客様であること。無料の町民優待券でさえ使わない方、つまり1年に一度も利用しないと推測できる町民が35%くらいであるという状況が続いています。これらに加え、ほぼ100%の住宅に入浴設備が備えられていることなどを考え合わせると、子どもや高齢者、障がいのある方、所得が低い方など、社会的な援助を必要とする人々に対する施策と同列に、福祉という言葉を使うことが適当でないことは明らかです。

その上で、毎年4,400万円の赤字が続くことは、当町の財政状況に照らして許容範囲だとは思いません。なお使用料を改正しても、町民の利用には配慮し、無料の優待券や回数券を継続するとともに、来館ポイントの優遇も予定しています。

新しく予定している回数券による入館料の1例を挙げますと、100回券で大人1回当たり350円、200回券だと同じく275円です。

それでは、次に指定管理について考察してみましよう。市町村が抱える赤字を減少させるために、直接の運営から指定管理者の運営に移行することは、財政健全化を図る上で有効な手段の一つとなります。

町では、今回すぐに指定管理制度を導入するというわけではないが、条例は整えておきたいという説明でした。本定例会の総括質疑の答弁によると、当町周辺の上田市、茅野市、小諸市、佐久市、東御市、長和町において、自治体が設置する入浴施設では、指定管理制度への移行が進んでおり、市や町が直接運営している施設はありませんで

した。まさに立科町だけが孤軍奮闘しているという状況です。

日帰り入浴施設の指定管理者は、民間事業者のほか、市町村が資金援助などを行う公社であることも多いです。

例えば、東御市では4つの施設で、長和町では2つの施設で、それぞれ振興公社が指定管理者となっています。令和6年度の実績や7年度の予算額によると、それらの指定管理者には、市や町から年間1,200万円から3,300万円ほどの指定管理料が支払われています。これだけの指定管理料を支払うということは、直接運営では、それを上回る赤字が確実に見込まれるので、支出をなるべく抑えたいという財政上の理由があると推察できます。

公営の日帰り入浴施設の場合、周辺市町村との競合や地元住民の利用にも配慮すると、使用料はなかなか上げられないという実情があります。

一方で、需用費などの支出の増加は避けられず、どの市町村でも、非常に厳しい経営環境であることが伺えます。

参考までに、基本的に赤字は許されないであろう民間施設の入場料金の例として、上田市にある地蔵温泉十福の湯の場合は、大人平日850円、土日祝日900円となっています。

さて続いては、この議案に反対しようとしている議員各位に申し上げます。権限の湯はバイオマスボイラーの導入によりある程度の電気代や燃料費の削減は見込めるものの、年間4,000万円以上の赤字が現実視されています。町側は、この赤字額が健全な財政を維持するために見過ごすことができない水準に達していると判断し、使用料の値上げなどを盛り込んだ議案を上程しました。

本来町の財政運営をチェックするはずの議員の役目に反して、財政の健全化を目指す条例案に反対するのですから、相当な事情がおりだとお察しします。

しかし、この議案が否決された場合は、年間800万円ほどの増収が見込めなくなりますので、責任をもって800万円の増収に取り組んでいただきたいです。800万円分の入館料を購入することなどもご検討ください。

また、全ての討論を聞いた上で、賛否を判断したいと考えている議員各位に申し上げます。使用料の決定にしても、指定管理の導入にしても、議会の同意を得ずに進めることはない、両角町長は明言しています。

今回この条例案が可決されたとしても、その約束が守られず、理事者側の独断で物事が進められた場合、私は議員発案による条例改正や町長辞職勧告を決議するべきだとも考えております。

どうか迷いを捨てて、この議案に賛成してください。

それでは、結びに入ります。権現の湯は町内外の皆さんの憩いの場、また交流の場として貴重な存在であることは、疑う余地がないでしょう。将来の理事者や議会に権現の湯があると、毎年4,000万円の赤字になる。どうしても必要な事業のために予算

を確保したいから、閉鎖しようとか。経営改善を目指して上程された令和8年度の当初予算に、なぜ当時の議会は反対したんだろうと思われるような判断をしてはなりません。

私は、町の財政への負担をなるべく抑えることが、権現の湯の存続を可能にする条件だと考えております。行財政改革の一環で、市町村が所有する日帰り温泉施設が閉鎖された例として、2年前の茅野市白樺湖温泉すずらの湯、1年前の佐久市あさしな温泉穂の香乃湯があります。

穂の香乃湯の場合、閉鎖される2年前の決算額は1,800万円の赤字でした。令和6年度の一般会計における歳入決算額が約526億5,000万円の佐久市が、1,800万円の赤字で閉鎖を決断したのに対し、同じ年の一般会計の歳入決算額が約62億6,000万円の立科町が4,400万円の赤字でも継続しているのです。果たして、このままでよいのでしょうか。

このことから分かるように、権現の湯が抱える4,400万円の赤字額は、とても大きなものです。この議案に反対するという事は、来年度以降も続く4,000万円以上の赤字を認めることとなります。この赤字額を減少させるべきであり、持続可能な権現の湯の運営形態を考えることも大切だと考える方は、ぜひ賛成してください。

以上で、議案第14号に対する私の賛成討論を終わります。

議長（今井英昭君） ほかに反対討論はありませんか。5番、芝間教男議員、登壇の上、願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） 5番、芝間です。それでは本定例会に上程された、議案第14号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論を申し上げます。

権現の湯は近隣の温泉施設よりも天井が高く、明るくて広々、ゆったりした広い浴槽、しっかり汗のかけるサウナ風呂、そして何よりも浅間山、高峰、湯の丸、烏帽子岳、菅平まで見える、浅間連峰の山々が見える絶景が魅力の温泉であります。

私はこの十数年来、権現の湯の常連で、開館日には会議等がない限りほぼ毎日通っております。ロビーや、脱衣室や、サウナで、立科や近隣の皆さんの情報、いわゆる温泉情報と私は申しているんですが、私の議員活動の中でも重要な情報源、ご意見を頂く場ともなっております。

そのような中で、本日は利用者の皆さんの意見をちょっとまとめてお話をしていきたいと思っております。もちろん温泉に来ている皆さんのご意見ですから、反対に偏った意見が多いわけですが、まずは客観的にご意見を聞いてお考えください。

それでは、まず町内の方のご意見から、権現の湯が始まった当初は、役場の皆さんも、そして議員の皆さんも、温泉券を持って権現の湯に来てください、利用してくだ

さいと回ったそうです。おかげで、先ほど村松議員がおっしゃったとおり、当初は黒字で経営されておりました。

それから、年間券から回数券に変更されたとき、町からの説明が、公平を期すために回数券にしたというものがあつたそうです。そのどこが公平性なのか説明がなく、不満の声が上がり、そこで多くの常連客が権現の湯に来なくなりました。

そして、今、近隣の、町の情勢として、町はどんな努力をやってきたのか、やっていないんじゃないか、一発イベントを行うだけでは不足、まだまだやれること、町民への働きかけ、そういう説明をしてきていないんじゃないか、それで指定管理に投げちゃうのか、やらないことをやらないんで、おかしいんじゃないの、そういうご意見がありました。

新聞報道についても言われました。あの新聞でもう600円になっちゃうんだな、と多くの温泉利用者からご意見をいただきました。まだ決まったわけではないですよとは答えていますが、多くの方が諦めの言葉がある中、この報道はこうなると世論をつくる町の布石ではないかという声も頂きました。その方には、3月の議会で、まだ決まったことではないので、これから審議をすること、と説明はしてきております。

それから町外の方からのご意見、町外の方で一番多いのは佐久市の方、そして次に小諸市、東御市、そして観光に見えた方、長和町からは別荘の方が多く、また上田、それから軽井沢から来ているという方もおられます。

まずは、この燃料費の高騰、加えて温泉券の値上げということになれば、仕方ない、もっと近くの温泉に行く。佐久の方は現行同じ500円の布施温泉に切り替えるという方もおられました。

権現の湯はすばらしい温泉、しかしここで値上げともなれば、もう来られない。そういう方が多くおられました。ほかに休息所に漫画本とソファを置いてもらいたい。地元の直売品のコーナーをもっと増やしてほしい。食堂の経営時間を延ばしてほしい。食堂の充実にはお刺身定食とか、ピザとか欲しいものがいろいろ出ておりましたけど、権現亭の方にももっと協力をしていただけることがあるんじゃないか、そういう努力も必要かと思います。

食事については、温泉に行く魅力の一つであります。それによって多くの方が、それぞれの食べるということについて来ているということもございます。

まだまだ公営施設としてお客さんを増やす努力をすること、やれることはたくさんあるのに、それをやらないで、やむを得ないではない、ただ福祉を切り捨て、営業収益だけに走る、これはないんじゃないですかと、私もご意見を申し上げる次第であります。

次に基本的な考え方について申し上げます。立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の現行の第2条、「恵まれた自然美と眺望を活かし、町民のやすらぎとふれあいの場として施設を設置する」町民の場です。この権現の湯開設当時の先代諸先生

方の思いは、福祉の精神は時代が変化し、温泉施設が近隣にできたから、観光施設として指定管理者に任せる方向転換を行う旨の町長の発言がありました。

第2条の「町民の」はどうするんですか。福祉と健康のために、ある程度の赤字は承知の上で今までやってきました。ある程度の限界を超えて負担が大きくなっていることは、重々承知しております。

しかし、この条例は900円まで議会の議決を得ることなく値上がりできる条例であります。町の直営し収入となる財源については、年度ごとに決算を行い、見直しを行い、決議をして経ていくものが行政であります。

村松議員のさらに値上げを行う際には、町はどうするかの質問に町長は、その都度丁寧な説明をしていきます旨の回答がありましたが、それは議決ではなく、ご理解をいただきたいで値上げができてしまう条例に変わってしまうことであります。これは索道事業のように管理委託を既にされているものとは違い、行政においては、常識ではない行いようであります。

さらに、値上げをする前にはちゃんと議会の審議を経てからとすることが、行政の本来の姿であります。この部分は、議会としてとても受け入れるべきことではないと考えます。幸いのことに、3月9日から12日までの休館がありましたが、その後の客足は順調で、特に15日、私も行きましたけど、感謝祭では、第三駐車場まで埋まるような大盛況でありました。多分この様子を見るに、今年目標の20万人の目標は達成できそうなど、私は思っております。赤字も予想より大きく下回るものと思っております。

町長におかれましても、もっと地元の温泉施設として、町民にたくさんご利用していただけるよう、もっと努力をしていただき、施設も工夫を凝らし、まずはできることをやってみてから、権現の湯の将来について、また一緒に権限の湯に出かけてもらって語り合いましょうではありませんか。

以上、議案第14号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、私は反対の立場から討論をいたします。

議長（今井英昭君） ほかに賛成討論はありませんか。9番、榎本真弓議員、登壇の上、願います。

〈9番 榎本 真弓君 登壇〉

9番（榎本真弓君） 9番、榎本です。先ほどの村松議員の賛成討論、大変感銘を受けました。ありがとうございました。私も、議案第14号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場で討論をします。

近年の燃料費や物価高騰の中で、施設の維持管理、安定した運営を図るために、入館料の上限を見直すこと、料金改定に併せ、将来的に指定管理者制度の導入を見据えた条例の改正です。注目すべきは権現の湯の利用者の状況です。権現の湯利用者は町

民が3割、町外からの利用者が7割と報告されています。これは権現の湯は町民の福祉施設としての役割を持ちながらも、実際には多くの町外の方に利用されている観光施設でもあるといえます。

権現の湯は2024年、それ以前からも毎年4,000万程度の赤字を計上しており、その負担は町民全体の財政負担となっています。料金改定を行うことで、いかに赤字幅を小さくするか十分検討しなければ、町民理解は得られないと思います。施設を維持していくには、経営の在り方を見直していくことは避けて通れない、先延ばしにできない大きな課題です。

今回の条例改正は直ちに料金を上げるというのではなく、入館料の上限を決め、今後の運営の選択肢を広げるためのものと理解します。将来の経営改善や指定管理者制度導入など、多様な運営方法を検討するために制度を整えるものであり、施設の存続を考える上で重要なものです。

権現の湯は町民の健康増進や交流の場として長年親しまれてきた施設でもあります。だからこそ、赤字を理由に縮小や廃止という議論になる前に、持続可能な運営を模索していく責任があるのではないのでしょうか。現状のまま赤字を積み重ねていくのではなく、将来に向けて運営の選択肢を広げる。そのための制度整備として、本条例改正は必要なものであると賛成をいたします。

なお、本議案の趣旨に賛成するに当たり、町に対し附帯意見を申し添えます。

1、料金改定に当たっては、町民の福祉施設及び地域交流の場として、重要な役割を担っている施設でもあることに十分配慮すること。これをもって賛成討論といたします。

議長（今井英昭君） ほかに反対討論はありませんか。8番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 議案第14号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、権現の湯の運営について、1、立科温泉権現の湯の使用料金を、現在の500円から900円にまで値上げできるように上限を設定すること。2、運営を現在の町職員による直営から指定管理にできるように、規定を新たに入れ込みました。

町は電気代、燃料代などの諸物価と人件費の高騰から経営の赤字幅が大きくなっていることを理由に上げ、使用料の値上げと指定管理への移行を可能とする案を提案しましたが、私は反対です。

その理由は、諸物価高騰で運営が厳しくなっているからということですが、町民の暮らしも厳しくなっていることに、思いを致さなければいけないと思います。厳しくなっているからこそ、今は使用料を据え置き、安価のまま町民に提供すべきだ

と考えます。

よその温泉施設では、軒並み料金を引き上げているということが示されましたが、だからこそ周辺から多くの利用者が権現の湯を利用しているのだと思います。

500円の使用料を大いにアピールして、皆さんの暮らしが大変なときだからこそ、立科町は温泉の料金を据え置いて、皆さんを応援しますという大キャンペーンを内外に展開すること。また若い方たちのために、例えば金曜日とか、日曜日など営業時間を、夜の時間を少し延長して、利便性を拡大するなどの工夫をして、さらに利用者の誘客を図るということではいかがでしょうか。経営努力を求めたいと思います。

2点目は、指定管理の導入についてです。これについても賛成はできません。今ようやく会計年度任用職員の待遇改善が進み、給与体系や期末手当などが職員に倣い引き上げられました。直営だからこそ、毎年の給与引上げや期末手当、社会保険加入などで働くスタッフの待遇を保障することができます。

指定管理になれば、その保障はありません。どこを削るかといえば、働く人のさらなる賃金抑制や人員削減、あるいは長時間ただ働きなど、労働強化に道を開くことが予想されます。温泉のスタッフは町の住民です。町の運営だからこそ働く人の雇用環境を守り、充実させることができます。指定管理の導入には断固反対です。

町の施設は町が運営すればよいと考えます。設備投資は町で、売上げ利益は指定管理でというのは、索道事業でも明らかのように、運営状況はブラックボックスになります。分かりません。町民の声が直接は伝わりにくくなるのです。直営は崩すべきではないと考えます。

そもそも権現の湯は町民の福利厚生、つまり癒やしと疲労回復、健康増進、住民同士の交流などを目的に造られたのではないのでしょうか。福祉施設としての役割が大きいと考えます。

索道事業では毎年何千万円、億単位での町の持ち出し、赤字です。町民の憩いの場の赤字の比ではありません。税金の使い方、そのものが問われるのではないのでしょうか。

以上、反対討論とします。

議長（今井英昭君） ほかに賛成討論はありませんか。7番、森澤文王議員、登壇の上、願います。

〈7番 森澤 文王君 登壇〉

7番（森澤文王君） 7番、森澤文王でございます。議案第14号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場で討論いたします。

まず、今回の争点はどこにあるのでしょうか。権現の湯の入館料を上限900円まで引き上げることなのか、指定管理をできる条文が追加されることなのか、まず入館料は上限を定めるだけで、実務では600円までの値上げを予定との説明を受けています。

そして、最近の決算では4,000万を超えた赤字で運営されている。値上げは赤字の軽減を目指すものであることが明らかです。値上げをすることで集客力が落ちる、権現の湯は安いから使ってもらえているというような反対があったかもしれませんが、それは個人的な理由の範囲と考えられます。

私たちが議員でありますので、過去の値上げ前後のデータの推移から考える、推測するというのも、仕事の重要な部分となるのではないのでしょうか。

私は平成29年から開かれた権現の湯施設改修等検討会議のメンバーでありました。そこで入館料が400円だった時代に、様々なデータを頂き、検討に携わらせていただきました。入館者の推移を見ますと、権現の湯オープンの平成10年度、24万5,000人をピークとして、なだらかに減少していきます。黒字はオープンから4年間、先ほど同僚議員からあったとおりですが、平成13年度まで、このときの入館者数が22万人程度です。

これが、平成28年度で19万人まで減少しました。ここで注目するのは、よそにも日帰り温泉ができたため、客数が減ってしまったという赤字のスタート起点への推測ではなく、消費税8%が始まった平成26年度、周辺の温泉施設は入館料を値上げして500円にしていますが、400円のままで営業を続けた権現の湯の入館者は、増税前の平成25年度20万8,000人、増税された26年度20万3,000人、27年度19万4,000人、28年度19万人と、他市町の温泉施設より入館料が安いのに、減少してしまっていました。権現の湯は安くなければ来てもらえないということは、この過去の事実からは証明できないこととなります。

また、推測の域でございますが、一番最初の年のみがピークで、以下後年ピークを超えていないのは、恐らく初年度がキャパシティオーバーだった。駐車場が足りない。混雑しすぎて長くいられないので、回転率が高くなったということも想像の中にあります。

また、今、営業努力がもっと必要じゃないか、やれることをやってから値上げをするべきじゃないかというような理由の方もいらっしゃいましたが、少々昔話をしますと、私がマッサージ業者として権現の湯でお世話になり始めたのが、2009年、平成21年の9月からになります。当時は、だから今から十五、六年前です。当時はもちろん入館料400円でしたが、スタッフの皆様、コスト削減に大変苦勞されておられました。当時はよほどにコストカットが叫ばれていたのか、赤字の時代ですから、真夏でもエアコンをつけず風を通す。風呂上がりのお客さんに暑い、あり得ないと、苦情を言われながら、それでも赤字解消に向けて頑張っておられました。消費税がまだ5%の頃、入館者数が20万人から21万人の頃、全てのコストが今より安い時代、そんな時代です。

エアコンについては、施設内の快適性を優先すると判断されたのか、気温の上昇に対応するためか、適切な温度管理が今も続けられておりますが、それは基本的な電気

代の上昇につながっています。まさか努力とあって、今の時代に冷暖房を使わないで集客量を上げることは不可能なので、そこにコロナ禍以降のコスト高も重なり、大変運営に苦しんでおられる。

そして、以前の全員協議会でも申し上げましたけれども、飲食物の過度な持ち込み、これは一見その方が集客力が上がるという方もいらっしゃると思いますが、普通に家族で権現亭で食事をしているお客さんから、こっちは家族で5,000円も6,000円も金払っているのに、横で刺身だの、持ち込んだ焼酎だのやっていると、食券を購入するのがばかばかしいと伺ったことがあります。そのとおりで、権現の湯全体として売上げが下がる、あるいは上がりにくくなる。ごみの量も増える。そのため持ち込み禁止を訴えかけて、二度と来るかこんなところと怒鳴られながら、また浴室内では、入れ墨の方のご入浴、サウナ、洗い場の場所取りなど、権現の湯で求めているマナー、ルールをご理解いただけていない方への声かけなどなど、スタッフの皆さんの多大なるご苦労の積み重ねの上に、ようやく今コロナ禍以前、平成26年、27年の水準まで、来館者が回復しようとしているのです。それでも4,000万円を超える赤字状態が続いている。

また昔の話ですが、平成19年度、当時安すぎた3か月季節券、これを一律9,000円としたときがあります。それでもとても安いのですけれども、これはその前年に、赤字額が初めて1,000万円を超えた。これが原因と考えられます。

その後、年間券とともに廃止されたのはご存じのとおりなんですけれども、そして意外と権現の湯はもうかっていると思っている人が多いんです。私も仕事で言いますと、混んでいる日に、お前こんだけ入っていてもうかってんな、ここはというと、先ほどの村松議員の討論のとおり、実はこういう経営状態ですという説明をするわけですが、赤字額が1,000万円を超えたときに対応していたのに、もうすぐ赤字額が5,000万円を超えるんじゃないかという可能性がある現在、入館料の引上げ以外に対応する方法はないと考えます。

そして、指定管理ができるようにするこの条文の追加は、この経営状態では当たり前前であることだと考えています。少し現状の金額より大きく言いますけれども、仮に毎年5,000万赤字になっていたら、私たちは閉館を考えるか、それを決断しなきゃいけない日がやってきます。

スキー場、比較に出ますが、スキー場は非常にもうかった時期の積立てを取り崩しながら運営し、積立ての残高があと5億円を切ったら、あと3億円を切ったら、やめなければならないのではないかという考えもあった中で、指定管理者制度を使うことでの存続にかじを切ったということです。

スキー場の積立ての最後のほうは、毎年5,000万円ほどの赤字で消えていったのは、議員各位ご存じのとおりです。

全く積立てのない長年赤字運営、しかも利用しているのは、7割が町外の方という施設を、マイナス4,000万円から5,000万円が続けることに無策でいることはできない。

条文の追加は、立科町は何とかして権現の湯を存続させるために、利用している町民の皆さんのために、施設を残すためのお金は出す覚悟があるということが、この条文の追加が示していることだと思います。

指定管理が嫌なら、入館料を上げて町営で許せる経営を維持しようとしなければならぬし、年間の赤字額が5,000万円超えを常態化するようであれば、閉館あるいは指定管理の必要性が強くなります。

赤字が4,000万でも5,000万でも入館料を上げてはいけない、指定管理もやらせてはいけない、これは権限の湯の寿命を縮めてよいという考えに等しいのではないのでしょうか。私は賛同できません。

比較対象をしますと、5,000万円という金額で今少し多めに言っていますが、最も有利な起債である過疎債じゃない、辺地債8割の交付税措置がありますが、2億5,000万円の実質負担と同じ金額です。2億5,000万円の事業をすれば、町は5,000万円ぐらいの負担で済むと、2年続けば5億円の事業に匹敵します。そういう金額なのです。

以上、述べてまいりましたとおり、権現の湯の存続の未来を見据えた条例改正として考え、本議案に賛成の討論といたします。

議長（今井英昭君） ほかに反対討論はありませんか。3番、小野沢常裕議員、登壇の上、願います。

〈3番 小野沢 常裕君 登壇〉

3番（小野沢常裕君） 3番。私は議案第14号に反対討論をいたします。

この議案は、今年6月1日から利用料金を600円に値上げできるようにすることと、今後は、利用料金を上限幅の範囲内において、規則で定めるように改定するものです。

なぜ600円に改定する必要があるのか、それは年間4,000万ほどの赤字になっているからです。では600円にしたらどうなのか、シミュレーションによれば、それでも赤字は3,600万円となっています。

赤字なので料金を上げるという発想は、最も短絡的な安易な発想です。町民の利用が3割と少ないとの指摘もありますが、立科町民も近隣温泉にお世話になっていますので、これはお互い様なんです。もっと広域に視野を広げて、温泉同士が互いに協力し合う営業努力が求められます。また、利用者がまた来たくなるような従業員の接客の仕方など、さらなる創意工夫の余地がいくつもあります。

立科町で世のため、人のために活動している施設には、何があるんでしょうか。山ではホテルに、スキー場に、女神湖センター、里では権現山運動公園と道の駅。ですから権現山運動公園の中核である、この立科温泉は、立科町をPRするための数少ない大切な施設です。4,000万が大きいのか、小さいか、人それぞれ評価は違ってきますが、私は十分にその役割を果たしていると思っています。

年間を通して多くの人を引きつけ、衛生的な室内で浅間連峰の美しい景色を堪能させています。赤字経営ですが、決して税金を無駄に使っているわけではありません。また立科温泉の利用者層は、富裕層ではなく一般大衆です。

米の値上がりから始まって、いろいろなものがどんどん値上がりし、庶民の生活が苦しくなっています。ですから、今は料金引上げの時期ではありません。すぐには指定管理にはしないようですから、ここは町がしっかり運営することによって、現状を維持し、立科町は頑張っているねと、町内外から高く評価されるようになってほしいので、私はこの議案第14号に反対いたします。

議長（今井英昭君） ほかに賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

ほかに反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

これから、日程第12 議案第14号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認をお願いします。着席してください。賛成少数です。

したがって、議案第14号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については否決されました。

日程第13 議案第15号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第13 議案第15号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第14 議案第16号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第17号 立科町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第15 議案第17号 立科町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第18号 立科町町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第16 議案第18号 立科町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案18号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は3時30分からです。

（午後3時17分 休憩）

（午後3時30分 再開）

議長（今井英昭君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第17 議案第19号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。10番、今井清議員、登壇の上、願います。

〈10番 今井 清君 登壇〉

10番（今井 清君） 10番、今井 清です。議案第19号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について、反対の立場で討論を行います。

この条例は、令和8年度から令和12年度の5年間の立科町辺地対策総合計画を定めるものです。対象地区は蓼科地区と中尾地区になります。主に立科町の観光地にある公共施設の整備に関する計画となります。

上下水道施設や町営スキー場、御泉水自然園や白樺高原観光施設など、数多くの施設が対象となります。

今回、女神湖周辺整備事業に新たに遊歩道の新設が追加されました。本年度予算に、令和8年度予算に女神湖畔遊歩道整備として1億円が計上されました。図面もなく、遊歩道整備工事費が1億円と説明されたので、すぐに総務経済常任委員会で現地視察を行いました。女神湖畔で手書きの簡単なA4サイズ1枚の計画図面を確認したところ、湖畔の遊歩道は夏の間はマラソンランナーと歩行者が混在してトラブルが多いため、今ある遊歩道の内側に湖の湖面を利用して、新たに幅1.5メートル弱、距離700

メートル弱の歩行者専用の遊歩道を新設すると説明を伺いました。

驚いたことに、工事費費用は現在の見積りで、総額5億円以上必要で、工事金額が大きいため、今年は1億円分計上したとの説明でした。私はあまりの内容に唖然としました。

もともと前町長時代に女神湖畔でのランナーと歩行者の混雑を避けるために、クロスカントリーコースを蓼科第二牧場に多額の費用をかけて建設しました。クロスカントリーコースをランナー専用にしたのにもかかわらず、なぜ現在の女神湖畔の歩道をランナー向けにして、新たに女神湖の湖面まで利用する遊歩道を、5億円という多額の費用をかけて造る必要があるのか、甚だ納得がいきません。

女神湖畔は静かな雰囲気の中で、自然をゆっくり楽しんでもらうために、紅葉やツツジなどを植栽してきました。ようやく紅葉の名所になりつつあります。そのため、今は自然をゆっくり親しむお客様が増え、散歩などで楽しんでいただいています。

女神湖畔から蓼科山を望む風景は、観光の目玉として大いに期待できる環境です。その場所に大勢のランナーを走らせることは、静かな雰囲気が台無しになるおそれがあります。そもそも歩道は歩行者優先の原則がございませぬ。ランナーは歩行者とすれ違う際には、徐行または歩くことが求められます。また、集団で走る場合には、特に歩行者の安全が求められます。

マナーを守る指導を徹底することが町の役目ではございませぬか。ランナーは女神湖多目的運動場や県道からクロスカントリーコースまでの歩行者の少ない歩道を利用していただくよう、注意看板などで広く広報すべきだと考えます。ランナーと歩行者をすみ分けることを実践するのが優先事項と思ひます。

さらに、新設する遊歩道に5億円もの予算を投資していいのかどうか、町民の皆さんに事業内容を説明してから、事業を行うべきではありませぬか。これは全て借金で賄われる予定でございませぬ。ランナー専用で整備したクロスカントリーコースは、今までに何度も補修が必要になり、今も多くの維持管理費が発生しています。

このことから、新設する遊歩道につきましては、将来の維持管理費もよく考えた上で、事業計画を見直す必要があると判断して、反対討論といたします。

議員各位の熟慮を求めます。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。9番、榎本真弓議員、登壇の上、願ひます。

〈9番 榎本 真弓君 登壇〉

9番（榎本真弓君） 9番、榎本です。議案第19号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について、賛成の立場で討論します。

立科町辺地対策総合整備計画、令和8年度から令和12年度の計画書は、ほかの地方債と比較して充当率100%、元利償還金80%が交付税措置される大変有利な起債であ

ることは、議員各位もご存じのとおりです。

主立ったものは、蓼科第二牧場整備、御泉水自然園整備、女神湖周辺整備、蓼科園地及び野外音楽ホール整備、スキー場整備事業です。辺地債を活用することにより、持ち出しも少なくとも極めて効果の大きい事業となります。

近年、女神湖周辺は準高地トレーニングエリアとしての認知が拡大し、マラソンランナーの利用が増加しています。併せて一般の歩行者、観光客も増え、地域に新たな人の流れが生まれています。これは地域資源を生かし、地元や職員が努力してきた成果であり、喜ばしい出来事ではないでしょうか。

しかしながら、その一方で、歩行者、ランナーと車両の混雑による安全性の課題が出てきました。このたびの計画で予定されている事業のうち、女神湖周辺整備事業は令和8年から令和12年の5か年の計画で、女神湖畔遊歩道整備工事ほか合計5億7,070万円であり、この課題を解決せんがための担当職員の練りに練った提案であると受け止めました。

女神湖周囲は、町外からの利用者と呼び、地域に消費と活力をもたらす外貨を稼ぐエリアであります。このエリアで、安全で快適な環境が確保され、さらなる利用促進、滞在時間の延長や地域経済への波及効果を期待するものです。このタイミングで整備を進めることは、新たな観光スポットにもなり、立科町の魅力を高める大きな期待があります。

これまで行ってきたクロスカントリーコースの上に、さらに現在の利用実態に即した対応を重ねていくことこそ、責任ある行政の姿勢と考えます。課題を先送りにせず、確実に手を打つこと、戦略的な計画と受け止め、大いに賛成するものであります。

以上。

議長（今井英昭君） ほかに反対討論はありませんか。8番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 議案第19号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について、辺地計画の変更について、反対の立場で討論行います。

今回の提案は、大変唐突に持ち出された、打ち出されたという感じがしています。今回の辺地計画に新たに加わった女神湖周辺整備事業では、遊歩道の更新や新設のために5年間で5億5,000万円の計画が示されました。8年度予算では1億円がもらわれています。

現在、女神湖を周回する町道と湖畔を散策できる歩道が併走する形で設けられていますが、今回の計画では、現在の歩道はランナーに開放し、新たに女神湖を一周する形で遊歩道を整備したいとして提案されました。

その理由として、近年、観光客とランナーの増加が見られ、接触する危険性も増し

ているからというものです。私の反対の理由は、女神湖周辺は、観光客など歩行者のために限定したほうがよいと考えるものです。

第二牧場にクロスカントリーコースを設置する際に、同じ理由が持ち出されました。女神湖周辺を歩く歩行者とランナーとの接触事故の危険があるから、ランナー専用のコースを造るとして、巨費を投じて設置され、その後も維持のために多額の税金が投入されて、現在も維持されています。

町担当者は、ランナーは女神湖周辺を走らないでと抑制を呼びかけても、効果がないとしています。合宿している宿泊業者にしっかりと徹底しているのか疑問です。あるいは湖畔の歩道にランナーはご遠慮くださいとか、歩行者オンリーのような掲示板を立てて規制しているのでしょうか。静かに自然を楽しめる環境を残すべきだと考えます。

議会への説明も不十分、議論も不十分です。令和8年度から12年度までの5年間には、索道事業35億円の投資計画もあります。合わせて40億円の投資になります。山の整備にばかり税金を積み込んでいるとの住民の声があります。

今回権現の湯の使用料の値上げが提案されましたが、里と山のバランスのよい投資、税金投資が必要ではないでしょうか。整備が必要だとしても、今ではないと考えます。議員各位の良識あるご判断をお願いします。

以上、反対討論でいたします。

議長（今井英昭君） ほかに賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

ほかに反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

これから、日程第17 議案第19号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第19号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第20号 立科町過疎地域持続的発展計画の策定について討論を行います。

ます。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第18 議案第20号 立科町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第21号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第19 議案第21号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第11号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第22号 令和7年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第20 議案第22号 令和7年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第23号 令和7年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第21 議案第23号 令和7年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第24号 令和7年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第22 議案第24号 令和7年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第25号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第23 議案第25号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第26号 令和7年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第24 議案第26号 令和7年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第27号 令和7年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第25 議案第27号 令和7年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第28号 令和7年度立科町下水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第26 議案第28号 令和7年度立科町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第27 議案第29号 令和8年度立科町一般会計予算についての討論を行います。

本案については、予算特別委員会から修正案が提出されています。

初めに、原案に賛成者の発言を許します。原案に賛成の討論はありますか。9番、榎本真弓議員、登壇の上、願います。

〈9番 榎本 真弓君 登壇〉

9番（榎本真弓君） 9番、榎本です。議案第29号 令和8年度立科町一般会計予算について、原案に賛成の立場で討論します。

令和8年度重点事業の中の中央公民館等施設整備に係る事業については、老朽化が

進む中央公民館等の周辺施設について、将来にわたる地域の拠点施設として、その機能と役割を再構築するため基本方針、基本構想に基づいた整備を進める。令和8年度は専門家の支援を受けながら基本計画を策定し、施設の具体的な機能等を検討する。その後、基本設計に着手し、解体対象施設のアスベスト含有量調査などを実施し、安全かつ円滑な事業推進のための基礎情報を収集するとのことと説明を受けています。

行政の手続は、基本構想の次に基本計画を策定し、その内容を基に住民意見を求めていく流れで進めていくものではないでしょうか。

私が理解できないのは、昨年、令和7年2月17日、両角町長へ中央公民館及び周辺施設の整備についての要請書を提出している議員が、今回の予算修正削除に賛成をされている点です。

要請書を読み上げます。

立科町長、両角正芳様、中央公民館及び周辺施設の整備についての要請。

平素より当議会の活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、貴殿が掲げる主要施策のうち、中央公民館及び周辺施設の整備は、町民の関心が高いにもかかわらず、取組が停滞していると思われまふ。このことについては、令和3年3月22日付で、まちづくり創生会議公共施設部会より提言がありましたが、現在まで全く進展が見られません。つきましては、早急に中央公民館及び周辺施設の整備について検討を進めるべきと考え、以下要請します。

1、町民の意見を伺う懇談会を開催すること。2、まちづくり創生会議公共施設部会の提言に基づいて議論をすること。3、担当係を設置するなど職員体制を構築すること。

立科町議会議員として6名の議員の記載があります。行政はこの要請を受け、新年度予算を計上したものではないのでしょうか。

また住民説明が少ない、場所や予算規模はそれでよいのか。いま一度立ち止まって考えるべき、小中学校、中学校の校舎施設はどうするんだ、と削除に賛成した議員皆様のご意見も様々でありました。

昨年の要請書の提出から約1年が経過しています。その間、行政の報告を待つだけではなく、何らかの行動を行うべきではなかったでしょうか。

そして、令和8年度予算も削除されようとしています。予算がなければ行政は動けません。

しかし町の課題は解決したわけではありません。議会として、町の将来の施設整備をどのように考えているのか、特に中央公民館と周辺施設整備事業に対し、どのように考えているのか、議会はその責任が問われていると私は考えまふ。

緊急に議論を行うべきです。修正削除に対し反対であります。

全ての予算を原案どおり認め、賛成討論といたしまふ。

議長（今井英昭君） ほかに原案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで原案に賛成者の討論を終わります。

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで原案及び修正案に反対者の討論を終わります。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。修正案に賛成の討論はありませんか。

3番、小野沢常裕議員、登壇の上、願います。

〈3番 小野沢 常裕君 登壇〉

3番（小野沢常裕君） 3番。議案第29号の修正案に賛成討論いたします。

この修正案は、原案の中央公民館等施設整備基本設計等の予算約6,000万円を削除してゼロにするものです。原案は来年度から基本計画や設計を行い、5年後に複合施設を完成させることになっています。

私は、初め、この予算案を見たとき、両角町長はもう一度町長選に出るのかなと思いました。しかし、先日の一般質問で同僚議員の3期目も続投すべきではという質問に対し、町長は与えられた任期を最後まで責任を持って行うのみと答弁し、その先のことには触れませんでした。

この4月から始まる来年度は大きな事業の入り口になる年度です。入り口ができた後に統一地方選挙がありますので、その先はどうなるかが分かりません。ですから今はこの大型事業の予算を提出するときではないと、私は考えます。

また、この3月議会中に説明会が3回開かれました。参加者は約30名ほどと聞いていますが、その中には議員が数名含まれています。

その後、パブリックコメントも実施されていますが、こちらも少ないのではないのでしょうか。なかなか町民の関心が高まりませんが、町長は説明会も、パブリックコメントも行ったので、町民の理解は得られたというかもしれません。

そこで、提案ですが、基本構想は出来上がっているのですから、これを来年4月の選挙公約に掲げ、両角町長ご自身か、あるいは両角町政の後継者かが選挙に臨んでいただく、そうすれば、町民が直接判断できるよい機会になり、関心もぐっと高まると思います。

今年はまだ大型事業のスタートの年ではないということで、6,000万円の予算を削除する修正案に賛成いたします。

議長（今井英昭君） ほかに修正案に賛成の討論はありませんか。7番、森澤文王議員、登壇の上、願います。

〈7番 森澤 文王君 登壇〉

7番（森澤文王君） 7番、森澤でございます。議案第29号 令和8年度立科町一般会計予算

の修正案について、賛成の立場で討論いたします。

予算特別委員会で申し上げたところですが、少々整えて付け足して申し上げます。

先ほど原案に賛成の議員から要望書を出した議員はなぜ意見を変えたのか、私は要望書を出したのに参加していませんが、前回の選挙のときに、過疎地域になり過疎債が使えるようになったので、中央公民館建て替えられるようになりますよと一番あおっていたのは、多分私です。

しかし、今、私は、その計画にブレーキをかけなければいけないという判断に変わっています。議員の判断は、都々変わってもおかしくない。そのとき、そのときで状況が変わったら判断しなければいけないのも、私たちの仕事ではないでしょうか。

私が、今回の中央公民館改修に関する予算を削除修正するべきであるとする最大の理由は、町財政の公共施設等に関する長期的なシミュレーションの在り方に問題があると考えたからです。

私の一般質問でも再三取り上げておりました、築48年を超えた小学校の更新をどう考えるのか、これについて、これから検討を進めていくということで、中央公民館改修を検討した財政のシミュレーションには、小学校の更新に関する数字が入っていませんでしたということに尽きます。

もう10年ほど前の話になってしまいますが、米村前町長の時代に、当時まもなく築40年を迎える小学校の校舎の今後の更新について、教育施設整備基金を積み立て始めました。まだ過疎地域の指定を受けていないときでしたので、財源の確保に努めたということです。これが4億円まで積み立ててあります。

政権の境目でどちらがどうということは定かではないのですが、両角町政1年目に上程されました平成30年度決算、ここより公共施設等整備基金を積み立て始め、以下決算年度で積立額を申し上げます。平成30年度決算1億円、令和元年度決算ゼロ円、令和2年度決算1億円、令和3年度決算1億3,000万円、令和4年度決算1億5,000万円、令和5年度決算1億3,000万円、令和6年度決算2億5,000万円、令和6年度決算において利息を含めた基金合計が8億6,372万1,689円となりました。

今回の中央公民館改修の予算上限15億円の内訳として、基金10億円を使うとされている基金とはこのことであり、工事開始までに不足分を、積立てを予定しているということです。

この公共施設等整備基金の積立てを始めてから、教育施設整備基金の積立てはストップしております。私が一般質問において小学校の更新、あるいは小中一貫校等が先ではないのか、どのように考えているのか等の答弁を求めてきた中では、総合教育会議にて検討する。したがって今回の財政シミュレーションには入っていないということで、長期的な公共施設等の更新について、大きな不安要素、不確定要素があると考え、先ほど申し上げた基金の状況を調べた結果、そこには明確な理事者の意思があると感じました。

10年前には、学校の更新の未来を見て基金を積み立て始めていた。しかし両角町政では公共施設等整備基金に積み立て続けた。1つの可能性として、公共施設等整備基金に学校も教育施設と考えられるかもしれないところがありましたが、先の積立てまで見越して、全額を中央公民館の改修に使うという方針が出ております。

築48年を超えた学校の小学校の更新は考えない。考えるつもりはない。明確な意思として酌み取ってもおかしくない一連の流れです。

さらに、中央公民館改修の基本構想方針の中核をなす施設が、老人福祉センターであり、これが築42年、町民説明会でも町民の方から質問されて回答されていましたが、これも、適切な改修をすれば、プラス30年使えるということでしたが、それを言うのであれば、地区48年の小学校に対して、何かあってもおかしくないのではないかと、手が打ってあってもおかしくない。シミュレーションとは何なのかということです。

このほか、場所は本当に現在の場所でのいいのか、コンパクトシティ化など、施設の複合化をもっと考えるべきだとか、15億円という上限を決めた事業で、様々な価格高騰に対応できるのか、現在イランのほうで、戦争問題で既に燃料価格が変わってきております。

指摘すれば切りがないところですが、将来にわたる当町の財政を、危険な領域に持っていかない、行かせないために、議員は判断をする、決断をするというのが仕事でありますので、先ほど申し上げたとおり、町の長期的な公共施設及び財政のシミュレーションには、不安要素、不確定要素が強い、濃厚と考え、今回中央公民館改修についての予算を削除修正し、事業を停止させることが、議員、議会の正しい判断になると考えます。

また議会の決定により、中央公民館改修を金輪際してはならないと受け止められたらどうするんだということであれば、これまで数々の予算を削除修正することに反対し、原案に賛成し続けてきたのは、私しかいませんので、予算が削除修正された事業のその後は、皆さんのご存じのとおりです。

代案を出しなさいと言われれば、児童の減少した小学校校舎の教室配分を調整し、低学年棟を空けて、公民館機能を移転するなど、できるできないはともかく考えればいろいろあります。

最後に、これまで長期的な公共施設及び財政のシミュレーションの在り方に疑問を感じ、何度か一般質問で答弁を求めましたが、私の腑に落ちる答弁はいただけませんでした。

一般質問の最後に、森澤は勝手な解釈をして再質問をしていた。言い残したことがある。言っておかなければならないことがある方は、発言がありませんかと、私は反問を求めておりましたが、これまで発言をいただいたことはありませんので、今回の削除修正の大きな理由とし、知り得るデータから理由を固めております。

以上、議案第29号 令和8年度立科町一般会計予算修正案について、賛成の討論と

いたします。森澤文王でした。

議長（今井英昭君） ほかに修正案に賛成の討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで修正案に賛成者の討論を終わります。

これから、本案について採決します。

本案に対する委員長の報告は修正可決です。

この採決は起立によって行います。

まず委員長の修正案について採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認をお願いします。着席してください。

起立多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認してください。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第29号 令和8年度立科町一般会計予算についての修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第30号 令和8年度立科町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

賛成討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第28 議案第30号 令和8年度立科町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議あり）の声あり〕

本案の採決は起立により行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第30号 令和8年度立科町国民健康保険特別会計

予算については、賛成多数で原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第31号 令和8年度立科町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。8番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） それでは、議案第31号 後期高齢者医療特別会計予算の反対討論をします。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者だけを集めた医療制度です。最も医療にかかりやすい年代だけを集めて、当事者に保険料を賦課し年金から天引き、2年ごとに改定し、ずっと引き上げ続けられてきました。

来年度予算では最高額が何と80万円から85万円にと、5万円も引き上げられます。また8年度からは、子ども・子育て支援金が高齢者にも割り振られ、1人当たり最高2万1,000円、所得のない高齢者からも均等割で1,339円が賦課徴収されます。国民健康保険料からも489万円が賦課されますが、合計です、子育て支援をいうなら、本来なら国の税金で手当されるべきものです。国民への増税は認められません。

以上、反対討論といたします。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

ほかに反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

これから、日程第29 議案第31号 令和8年度立科町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第31号 令和8年度立科町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第32号 令和8年度立科町介護保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第30 議案第32号 令和8年度立科町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第33号 令和8年度立科町索道事業特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第31 議案第33号 令和8年度立科町索道事業特別会計予算についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第33号 令和8年度立科町索道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第34号 令和8年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第32 議案第34号 令和8年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第33 議案第35号 令和8年度立科町水道事業会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第33 議案第35号 令和8年度立科町水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第34 議案第36号 令和8年度立科町下水道事業会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第34 議案第36号 令和8年度立科町下水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第35 諮問第1号

議長（今井英昭君） 次に、日程第35 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長が候補者について議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することになっております。このたび、人権擁護委員の田口真順氏が令和8年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

田口氏は、昭和45年生まれで、平成29年より人権擁護委員を3期務めております。茂田井無量寺の住職であり、温厚で見識が高く、社会的信用も兼ね備えており、人権擁護委員として誠に適任であり再度推薦することについて、議会の意見をお伺いするため、お諮りするものであります。

なお、人権擁護委員の任期は3年であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（今井英昭君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから本件について採決をします。この採決は起立によって行います。

本件は適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めました。

◎日程第36 諮問第2号

議長（今井英昭君） 日程第36 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、人権擁護委員の田原敦子氏が令和8年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

田原氏は昭和31年生まれ、上房にお住まいであり、令和2年より人権擁護委員を2期務めております。以前には民生児童委員を2期務められるなど、温厚、誠実にし、識見高く、社会的信用も兼ね備え、人権擁護委員として誠に適任であり、再度推薦することについて議会のご意見をお伺いするため、お諮りするものであります。

なお、人権擁護委員の任期は3年であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（今井英昭君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから本件について採決をします。この採決は起立によって行います。

本件は適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めました。

◎日程第37 同意第1号

議長（今井英昭君） 次に、日程第37 同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件について、提案理由の説明を申し上げます。

次の者を、立科町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所は議案書のとおり、氏名、笠原昭夫、生年月日は議案書のとおりであります。本日提出、立科町長であります。

固定資産評価審査委員会委員の定数は3名であります。選任の時期はそれぞれ異なっており、この3月末日をもって委員の中澤邦雄氏が任期満了となります。この後任に笠原昭夫氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

笠原氏は昭和30年生まれの現在70歳、長年にわたり小諸市職員として勤められ、その間、税務課職員、小諸市土地開発公社事務局長、経済部長等を歴任され、小諸市を退職後は立科町商工会の事務局長を務めておられました。豊富な行政経験等により識見が高く、同委員として適任であります。任期は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

ご審議の上、同意賜りたくよろしくお願い申し上げます。

議長（今井英昭君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、本件について採決をします。この採決は起立によって行います。

本件について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第1号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

◎日程第38 発委第1号

議長（今井英昭君） 次に、日程第38 発委第1号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お知らせします。本日の会議は、会議規則第9条第2項の規定により、日程が全部終了まで時間を延長して行います。

ここで暫時休憩とし、4時50分から第1委員会室において、全員協議会を開催しますので、議員及び理事者、関係職員は参集願います。

なお、全員協議会終了後、議会運営委員会を開催します。

再開は議会運営委員会終了後となりますので、承知願います。

(午後4時38分 休憩)

(午後5時15分 再開)

議長（今井英昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程に、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第38号

議長（今井英昭君） 追加日程第1 議案第38号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 議案第38号 工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議会の議決にすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年立科町条例第12号）第2条の規定により、次のとおり請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

- 1、契約の目的、令和6年度立科町移住定住促進住宅建築工事。
- 2、工事箇所、立科町大字芦田683-1・683-4。
- 3、契約金額、変更前4億4,220万円、変更後4億7,621万2,000円。
- 4、契約の相手方、立科町大字芦田、三矢工業株式会社。

本日提出、立科町長。

本案につきましては、令和7年3月に議決を経て契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、単価変動に伴う人件費、建材費の上昇による増額及び敷地造成に伴う不足土の追加運搬、搬入による増嵩により、請負代金に3,401万2,000円の増額が生じ、変更契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、5,000万円以上の工事請負契約は、議会の議決が必要であることから、本日提案するものでございます。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

げます。

議長（今井英昭君） これから本案についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 今回の訂正分というか、増加分が大変大きなものですから、その少し詳細な説明を求めたいと思うんですけど、人件費、資材高騰ということが主な理由ですけれども、それぞれにおいて、どれほどの値上がりがあったのかという点での説明をお願いいたします。

議長（今井英昭君） 羽場建設環境課長。

建設環境課長（羽場雅敏君） お答えいたします。

変更請負仮契約書の写しをお手元にお配りいたしましたので、まずご覧いただきたいと思います。

増加額は3,401万2,000円となりました。当初契約金額の4億4,220万円と合計で4億7,621万2,000円、7.69%の増となりました。

内訳を申し上げますが、建設工事で5.49%の増、電気工事で9.52%の増、機械設備工事で10.95%の増、造成工事で23.13%の増であります。なお、こちらの23.13%の増につきましては、敷地造成に伴いまして不足土1,570立米の運搬、搬入の経費約600万円が含まれております。

先ほど、すいません、ちょっと説明漏れましたが、今回は人件費の適用単価の上昇分と建材費の上昇分、あと不足土の搬入、運搬・搬入などの全て含めて、今回の3,401万2,000円となったものであります。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第39号

議長（今井英昭君） 追加日程第2 議案第39号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 議案第39号 工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年立科町条例第12号）第2条の規定により、次のとおり請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1、契約の目的、令和7年度木材産業成長産業化促進対策事業。立科温泉権現の湯木質バイオマスボイラー設置工事。

2、工事箇所、立科温泉権現の湯。

3、契約金額、変更前1億6,610万円、変更後1億6,643万円。

4、契約の相手方、立科町大字牛鹿、株式会社小宮土木。

本日提出、立科町長。

本案につきましては、令和7年10月に議決を経て契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、チップサイロ内部を補強するための鉄骨工の増嵩などにより、請負代金に33万円の増額が生じ、変更契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により5,000万円以上の工事請負契約は、議会の議決が必要であることから、本日提案するものでございます。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（今井英昭君） これから本案についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） ただいまの増嵩分ということで、提案されていますけれど、今、鉄骨の増嵩とおっしゃいましたでしょうか。

それというのは、バイオマスボイラーの設置の設計段階では分からなかったということでの増嵩ということなんでしょうか。そこもう少し説明をお願いしたいんですけど、設計の段階で見落としとしていて、どうしてもそれをやらないとバイオマスボイラーの設置ができないということでの増嵩だということで、どうしてそこが見逃されたのかなと思うんですけど、その説明をお願いします。

議長（今井英昭君） 市川企画課長。

企画課長（市川 偉君） お答えいたします。

先ほどご説明をさせていただきましたチップを、鋼材につきましてはチップを保管するサイロ置場の内壁が、負荷が想定以上だったということで、強度補強のために鋼材を取り付けることになりました。

以上になります。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） ちょっとそこもご説明いただきたいんですが、チップを保管するサイロを造るに当たって、内壁がこれでは薄すぎるということで補強することになったということなんでしょうか。

それは最初からは分かっていたということでもよろしいですか。その説明をお願いします。

議長（今井英昭君） 市川企画課長。

企画課長（市川 偉君） お答えいたします。

チップを保管するサイロでございまして、当初チップの負荷がどの程度かということが不明であったことから、鋼材のほう強化してなかったんですが、実際搬入に当たりまして、補強材が必要になるということになりまして、内壁の強度補強ということで追加をさせていただいてあります。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はございせんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） ちょっと私の質問の仕方が悪かったと思うんですけど、チップを保管するサイロを造るといえるときに、どれほどの強度が必要かというのは、最初からは分かっていたから追加になったということでもいいんでしょうか。

最初設計しますよね、これだけのチップを入れれば、これだけのものが、耐久性が必要だとかいうことが、最初の設計では入ってなかったってことでなんんでしょうか。

やっているうちに、これでは薄すぎるということが分かって、追加になったという意味なんんでしょうか。ちょっとその説明が分からないんですけど。

議長（今井英昭君） 市川企画課長。

企画課長（市川 偉君） お答えいたします。

当初の設計には入ってございせんでした。建物をご覧いただいた方もいらっしゃるかと思いますが、かなり高い建物になりました。

ですので、その（発言の声あり）すみません、図面持っておりませんので、高さはちょっとこちらでは分かりません。

ご覧いただいた想定で申し上げますと、女性の露天風呂の高さまで屋根が行っております。その壁が、補強材がなかったということで、チップも予定730トンほど入れるんですが、それにあたって補強が必要になったということで、内部の鋼材を加えたものです。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 発議第1号

議長（今井英昭君） 追加日程第3 発議第1号 イラン攻撃の即時中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。田口事務局長。

議会事務局長（田口 仁君） それでは、意見書の朗読をいたします。裏面をご覧ください。

イラン攻撃の即時中止を求める意見書です。

アメリカ・イスラエル政府はイランに対し先制攻撃を仕掛け、最高指導者を殺害し、罪のない子どもを含む多くの市民を犠牲にしている。イランによる報復攻撃も米軍基地のある湾岸諸国に広がり、中東全体を巻き込む事態になろうとしている。

国連憲章では、各国の主権の尊重と武力行使の禁止を定めている。主権国家を先制攻撃し国家体制を転覆させることが認められれば、戦後の国際秩序は崩壊する。高市首相が口にする法の支配にも背く行為である。

ホルムズ海峡が封鎖され、タンカーが航行できない事態が長引けば、原油化学の高騰など日本の経済と国民の暮らしに深刻な影響が及ぶ。

よって、立科町議会は日本政府に対し、アメリカ・イスラエル政府に軍事攻撃を直ちに中止することを働きかけることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣宛て。議長名の発出です。

以上です。

議長（今井英昭君） 本案について、提出者より趣旨説明を求めます。8番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） それでは提案理由の補足説明をいたします。

アメリカ、イスラエルによる先制攻撃から始まったイランへの軍事攻撃は、軍事施設だけではなく、小学校や病院、住宅などが破壊され、子ども160人を含む1,444人、昨日3月18日現在の、の多くの犠牲者が出ています。

イランは報復として、近隣の米軍基地、施設に攻撃を加えて、ホルムズ海峡を封鎖、

アメリカのタンカーなどが攻撃され、多くの艦船が足止め状態になっています。

せっかく暫定税率がなくなり、ガソリン価格が150円台に下がったのもつかの間、ここ二、三日で200円台に迫ろうかという大変な急騰ぶりです。

政府は備蓄の放出や補助金を使って価格を下げようとしていますが、いつまでもつかは分かりません。ガソリン価格が上がれば、輸送費や物流代が上がり、物価高にさらに拍車がかかります。

私たちの暮らしに、既に直接的に大きな影響を及ぼしているこの戦争を、一日も早くやめなければ大変なことになると考えます。

無謀な戦争はやめようと声を上げていただけないでしょうか。私たちの暮らしを守るために意見書採択を心から呼びかけます。

既に、鎌倉市議会、大阪摂津市議会、東京日野市議会に次いで、昨日は既にアメリカの艦船が出撃をした沖縄県那覇市議会でも、同様の意見書を上げています。日本全体で戦争終結を急ぐために、日本政府に努力を求める意見書の内容です。

特に、立科なんかは農業が大変盛んなので、ビニールハウス含め、石油由来の様々なビニール製品や農薬肥料の値上がりなども一層深刻になることが予想されます。ぜひ、多くの製品、多くの物品の値上がりに直接響くということもありまして、一日も早い戦争終結を働きかけていただきたいと、特に前の安倍政権のときには、戦争の勃発長引くことを阻止するために直接当事者のところに出かけて行って、折衝するという、そういう仲介の役割も果たしたところ です。

同盟国なればこそ、ぜひその役割を果たしていただきたいなというところで、政府にその役割を果たしてほしいという内容の意見書となっております。ぜひよろしくお願ひします。

議長（今井英昭君） これから本案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の議員の発言を許します。7番、森澤文王議員、登壇の上、願ひします。

〈7番 森澤 文王君 登壇〉

7番（森澤文王君） 7番、森澤です。発議1号 イラン攻撃の即時中止を求める意見書提出に反対の立場で討論いたします。

こういうことが起こるとすぐにこのような発議が上がってきます。よその国がやっている戦争について口を挟めと意見書を突きつけられる。賛成の方は、気分よく平和の使者ですみたいな顔をして、賛成をすればよいでしょうけれども、こういった戦争

武力行為を反対することに賛同しないと、やれ右だ、左だ、戦争反対者だとか、何を言われるか分からない、思うところはあるのだけど、世間体を気にして賛成しないと損をしてしまう。結果、全会一致の賛成になる。

私はこういう意見書は嫌いです。ホルムズ海峡の閉鎖が日本と世界の経済に影響を与えていることも書いてありますが、原油の流通が止まらなくても、攻撃してよい。あるいはうちのガソリンが高くなったから戦争をやめろなのか。もし影響があってもうかったんだったら反対しないのか。こういうことも考えられます。

3月5日、ホワイトハウスのメールサービスでは、トランプ大統領がホルムズ海峡を通過する原油輸送を護衛するために、軍事支援を拡大して、世界のエネルギー安全保障を確保するとありました。その後、最近ではヨーロッパ大手、多分イギリスですね、再保険を受ける会社がホルムズ海峡のことを受け、再保険、船舶ですので、再保険を停止したため、船舶運航が止まった。

このことに対し、トランプ大統領が、アメリカが再保険の保障をすると、なんなら護衛艦も求めればつけますと、こういうことで世界の原油流れを守ろうとしています。

日本では情報が少なく、判断材料に乏しい。インターネット上では、イランの国民の95%が独裁者の死を喜んでいるとか、自国民を大量虐殺していたところを、アメリカが介入してきたのだとか言われてますけれども、インターネット上は嘘にまみれているから、それは嘘だと言われても、日本のテレビや新聞がアメリカの攻撃の真実を知って報道していることにはなりません。

戦争反対、暴力反対で判断するのも大変日本人らしさがありますが、事情も分からない中では、よそ様のことには口を出さないという日本人らしさも必要ではないでしょうか。戦争は終わってみないと分からないことが多いと考えております。どのような経緯があったのか、何を目的としたのか、そして何が起きたのか、勝敗が決した後どのように外交が変わるのか、その中で日本はどう立ち回るのがよいのか、他国のことならなおさら冷静に捉えなければならぬと思います。

私はこのように考えているため、私も別に戦争なんかいい平和な世界を望んでいます。ただこういう意見書を立科町の名前をつけて提出することには、全く賛同できません。

よって、イラン攻撃の即時中止を求める意見書の提出に反対いたします。森澤文王でした。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成の議員の発言を許します。3番、小野沢常裕議員、登壇の上、願います。

〈3番 小野沢 常裕君 登壇〉

3番（小野沢常裕君） 3番。イラン攻撃の即時中止を求める意見書の提出に賛成の討論をいたします。

皆さんは、隣近所の家を訪問したとき、まず何をしますか。玄関にインターホンがあれば、それを押して応答を待ちます。インターホンがなければ、こんにちとは声をかけて、これまた中からの応答を待つのではないのでしょうか。

トランプ大統領は、前回のベネズエラに続き、今回もまたイランに対してインターホンも押さず、声かけもせずに、いきなり他人の家の玄関を開けて、土足で上がっていき、室内を破壊し、家人に暴力を振るっています。

こんなことが、今この世の中で許されるものなのでしょうか。私はロシアによるウクライナ侵攻についても、同じ思いを持っています。相手が自分の言いなりにならないからといって、力で抑えつける行いはどう見ても、大人のすることではありません。

高市総理が明日トランプ大統領と会談するようですが、昨日したたかな外交を展開していくとの発言がありました。私はしたたかな外交ではなく、ドラえもんに出てくるジャイアンを優しく諭すしずかちゃんになっていただきたい。そういう役割を果たしていただきたいと期待をしております。

私たちは地方議員ですが、意見書を出せるという立場にいます。このような暴力は駄目だという意味表情を、皆さん全員賛成で出しましょう。終わります。

議長（今井英昭君） ほかに反対討論はありませんか。1番、秦野仁美議員、登壇の上、願います。

〈1番 秦野 仁美君 登壇〉

1番（秦野仁美君） 1番、秦野です。ただいま議題となっておりますイラン攻撃の即時中止を求める意見書の提出について、反対の立場から討論をいたします。

まず初めに、中東地域で緊張が高まり、多くの尊い命が失われていることについては、深く心を痛めております。

戦争区域が拡大することなく平和的な解決が図られることを願う思いは、本議会の全ての議員が共有しているものであり、私自身もまた同じ思いでございます。

また地方議会が国に対して意見を述べることは、地方自治法第99条に基づく大切な権利であり、町民の声を国に届ける大事な手段であることは、私自身もよくよく存じております。

それを踏まえた上で、今回の意見書の内容について申し上げます。

外交や安全保障の問題は、世界情勢や各国の関係など様々な価値観を踏まえて判断される、非常に難しい国家レベルの課題でございます。

特に、中東情勢は長い歴史的背景や複雑な国際関係が絡み合う極めて繊細な問題であり、限られた情報の中で地方議会が特定の軍事行動について、断定的な評価を示すことには慎重であるべきではないかと考えております。国家間の紛争や戦争には、それぞれの立場や主張がありどちらにも正義とされるものがある。また問題とされる側面も存在します。

一方の立場のみを支持するような表現は、結果として戦争を助長する要因になりかねないという懸念もあります。日本国はさきの戦争の教訓から、これまでも中立の立場を重きに置き、国際社会と連携しながら対話と外交によって緊張を和らげ、平和的な解決に向けた努力を続けてきました。

外交とは感情的な非難ではなく、国際秩序や国益も踏まえながら、冷静で粘り強い話合いによって進められるものであると考えます。

また、私たち地方議会の本来の役割は町民の暮らしに直結する課題、例えば福祉、教育、子育て、地域経済、防災などについて議論を深め、地域の発展と町民生活の向上に取り組むことにあります。

今回の情勢を踏まえるならば、町民生活に直接影響を及ぼす課題として原油価格の高騰が上げられます。むしろ町議会としては、こうした影響に対し石油関係団体や県関係機関に対し、価格の是正や負担軽減を求めるなど、町民生活を守るための対応を働きかけることこそが、より現実的で重要な役割、町議会としての正しい姿ではないかと私は思います。

国際情勢に関心を持つことは大切でございますが、外交や安全保障という国家の専権事項については、地方議会として一方的な評価を示す意見書を提出することについて、国の判断を尊重しつつ、慎重に対応する姿勢も必要ではないでしょうか。

くしくも明日、高市総理は国際緊張のさなか、トランプ大統領との会談に臨まれます。私が感じるに、高市総理としては燃え盛る怒りの戦火にあって、日本は穏便にかつ平和的に解決したいという思いを持ちつつ、飛行機に乗られると思います。

私たち地方議会は、国際的な影響力はございませんが、それでもこの戦争の一日も早い終息を望みたいと存じますが、皆さんはどのような手法がよいと思われますか。そして敗戦から80年を過ぎ、国際世論からはいまだにアメリカの犬だとやゆされております。

私個人としてはとても悔しい思いです。ピンチはチャンスと申しますが、この戦争をきっかけに、日本国の真の主張、主権を取り戻す機会になればよいと考えます。

提出者の戦争を収束させたいと願う思いは強く共感しますが、それに至る道筋が大きく異なるため、本意見書には反対をいたします。議員各位の冷静かつ現実的なご判断をお願い申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

議長（今井英昭君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認をお願いします。着席してください。

起立少数です。したがって、発議第1号 イラン攻撃の即時中止を求める意見書の提出については、賛成少数で否決され提出しないことに決定されました。

◎追加日程第4 報告第2号

議長（今井英昭君） 日程第4 報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 報告第2号 専決処分事項の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

本日提出、立科町長。

裏面は専決処分書になります。1件100万円以下の損害賠償額の決定については、町長が専決することができる事項として議決されております。

この損害賠償額の決定について、3月6日に専決処分を行いましたので、議会に報告を申し上げます。

1、損害賠償の額は45万6,500円。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりです。

3、事故の概要は、令和7年8月22日午前10時30分、職員が運転するマイクロバスがコメリ立科店の駐車場に駐車する際、カート置場に接触し、損傷を与えた物損事故です。

この賠償に係る費用は町が加入する保険により補填されます。

報告については以上でございます。

議長（今井英昭君） 報告を終わります。

これで本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和8年第1回立科町議会定例会を閉会します。理事者、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

（午後5時47分 閉会）